

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和8年8月19日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長
波平 康

1 工事概要

- (1) 工 事 名 多良間農業水利事業
仲皿集水池掘削他盛土試験建設工事
- (2) 工事場所 沖縄県宮古郡多良間村仲筋地内
- (3) 工事内容 本工事は、国営多良間土地改良事業に基づき、仲皿集水池の基礎掘削及び多良間ファームポンドの盛土施工に先立ち実施する盛土試験を行うものである。

基礎掘削工	
土砂掘削（粘性土）	1,200m ³
軟岩掘削	25,680m ³
盛土試験工	一式
既設構造物撤去工	一式
仮設工	一式
品質管理試験	一式

- (4) 工 期 令和10年2月16日まで。
- (5) 本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の適用工事である。
- また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (7) 本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第85条に基づく調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

- (8) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の1年間沖縄総合事務局（農林水産部）管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の対象工事である。
- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (11) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に関わる確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式（持参に限る）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
- (12) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
- (13) 本工事は、受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- (14) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
- (15) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (16) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- (17) 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術（ICT）の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する工事の対象工事（受注者希望型）である。
- 本工事における情報化施工技術は、土工において、3次元起工測量、3次元設計データの作成、I C T建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品の全て又は一部を行うものであり、詳細については特別仕様書によるものとする。
- 受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術を活用することができる。なお、情報化施工技術の活用に係る費用については、設計変更の対象とする。
- (18) 本工事の施工に当たり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、1日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。
- (19) 本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (20) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない天災等により施工計画に変更が生じ（下請業者の確保ができない場合を想定しており、本工事の特別仕様書第 12 章条件変更の補足説明（地質変更など）による工期変更は対象外。）、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (21) 本工事は、「賃上げの実施を表明」した企業等を評価する試行工事である。
- (22) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。ただし、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。なお、電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。
- (23) 本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は、特別仕様書に示すとおりである。
- (24) 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用
- ① 本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。
 - ② 本方式の実施方式は、包括的単価個別合意方式（工事数量表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）とする。
 - ③ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 沖縄総合事務局における令和 7・8 年度一般競争参加資格のうち、「農林土木工事 B 等級又は C 等級」の認定を受けていること。又は、沖縄総合事務局における建設工事に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の受付において申請を行い受理されている者で、開札時まで上記の認定を受けている者であること。なお、開札時において、認定を受けていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。

ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に

- 基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記(2)の再認定を受けた者を除く。
- (4) 沖縄総合事務局管内に建設業法に基づく本社(店)、支社(店)又は営業所を有する者であること。
- (5) 施工実績
- ① 平成23年4月1日以降(過去15年間)に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。
- なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- ② 同種工事とは、土工事とし、規模は問わないものとする。
- また、当該実績が各地方農政局及び沖縄総合事務局(農林水産部)の発注した工事である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は、その限りではない。
- ① 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士これと同等以上の資格を有する者であること。
- なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
- ア 1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。
- イ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」、「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る))の資格を有する者。)
- ウ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- ② 平成23年4月1日以降に、上記(5)②に掲げる工事の経験を有する者であること。
- ただし、同種工事の施工実績として認められるものは、従事期間が1年未満の工期においては1/2以上、1年以上の工期においては6か月以上のものとする。
- なお、当該経験が各地方農政局及び沖縄総合事務局(農林水産部)の発注した工事である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。
- (8) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成27年4月1日付け府総会計第375号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受注者(受注者が設計共同体である場合においては、当該

設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係が無いこと。

(11) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)及び「内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について」(平成 25 年 12 月 11 日付け閣総会第 514 号及び府会総 1190 号内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官及び内閣府大臣官房会計課長通知)に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下に定める届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

- ① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
- ③ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

- ① 施工体制(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)
- ② 企業評価
- ③ 技術者評価

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を 100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、「加算点」の最高点を 30 点とする。
- ② 「施工体制評価点」の算出方法は、上記(1)①の評価基準に応じ、施工体制(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。
- ③ 「加算点」の算出方法は、上記(1)の評価項目(企業評価、技術者評価)について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点 30 点を評価点数の最高点(満点)(点数の詳細は入札説明書による)で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。
{加算点=評価点数の合計値×(加算点の最高点 30 点/評価点数の最高点(点数の詳細は入札説明書による))}
- ④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)は、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値({標準点+施工体制評価点+加算点}/入札価格、以下「評価値」という)により行う。
- ⑤ 「技術者評価」について複数の候補者の記載がある場合は評価の低いもので評価するものとする。
- ⑥ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割

合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適當であると認められるときは、落札の条件ア及びイを満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者としてすることがある。

- ② 上記①において、「評価値」の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

- ③ 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎2号館
沖縄総合事務局総務部会計課
支出負担行為第二係 成底 絵奈美
電話 098-866-0031（内線 81341）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：別表1①に示す日時
- ② 交付場所：入札説明書等は、電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記(1)にて交付するので、あらかじめ連絡すること。
- ③ その他：配付資料は無料である。

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：別表1②に示す日時
- ② 提出場所：上記(1)に同じ。
- ③ その他：電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとする。

ただし、承諾を得て紙入札方式による場合は上記②に持参又は郵送（郵便書留や宅配便など配達記録が残るものに限る）するものとする。

なお、申請書及び確認資料が、10MBを超える場合の提出方法については、提出必要書類一式（申請書及び確認資料）を紙形式により持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）によることができるが、「申請

書」、「資料持参（郵送）確認書」、「工事費内訳書」及び「入札書」については提出期間内に電子入札システムに登録すること。

（４）入札保証金の納付等に係る書類の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期間：別表１③に示す日時
- ② 提出場所：上記(1)に同じ。
- ③ その他：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

（５）入札、開札の日時、場所及び提出方法

- ① 入札（開札）日時：別表１④に示す日時
- ② 入札（開札）場所：沖縄総合事務局 ７階入札室
- ③ 提出方法：受付期間内に電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により上記(1)に持参すること。
（電子入札方式による入札の場合）
別表１⑤に示す日時
（紙入札方式による入札の場合）
別表１⑤に示す日時、上記②に持参により提出
- ④ 留意事項：紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

５ その他

（１）入札及び契約手続において使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 納付。（保管金の取扱店 日本銀行那覇支店）
ただし、国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店）又は銀行等の保証（取扱官庁 沖縄総合事務局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。
また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
- ② 契約保証金 納付。（保管金の取扱店 日本銀行那覇支店）
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
ア 国債の提供。（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店）
イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁 沖縄総合事務局）
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により契約を締結する予定の有無 無。
- (8) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は 10 分の 3 以上とする。

低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とすること。

- (9) 契約締結後の V E 提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

- (10) V E 提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- (11) 発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても V E 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。
- (12) 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1) に同じ。
- (14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者であっても、上記 4 (3) により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

- (15) 電子入札について

- ① 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。
- ② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- ③ 電子入札方式に係わる運用については、「沖縄総合事務局総務部電子入札運用基準」による。

- (16) 出来高部分払方式

本工事において、中間前金払に代わり既済部分払を選択した場合で、契約工期が 180 日を超えるものについては、短い期間で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

- (17) 営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任

技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

(18) その他

詳細は入札説明書による。

別表 1 入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	令和 8 年 8 月 19 日（公告日）から令和 8 年 10 月 6 日（入札受付終了日）まで。 ただし、行政機関の休日を除く午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。
②	申請書及び確認資料の提出期間	令和 8 年 8 月 19 日（公告日）から令和 8 年 9 月 1 日（申請書及び確認資料の提出期限）まで。 ただし、行政機関の休日を除く午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。
③	入札保証金の納付等に係る書類の提出期限	令和 8 年 9 月 14 日（行政機関の休日を除いた競争参加資格確認結果通知日の翌日）から令和 8 年 10 月 6 日（入札受付終了日）まで。 ただし、行政機関の休日を除く午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。
④	入札（開札）日時	令和 8 年 10 月 7 日 午前 10 時 00 分
⑤	入札書の提出期間	令和 8 年 10 月 2 日から令和 8 年 10 月 6 日までの行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで。

＊「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 条）第 1 条に
規定する行政機関の休日をいう。